

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、その職務のため法人業務を行う場合には別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 常務理事については、別表2のとおり報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は理事会等の出席につき1日として算定する。
- (2) 役員が職務のため出張した時は、職員旅費規程に準じて実費弁償を算定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 非常勤役員

ア 会長	適宜
イ 副会長	適宜
ウ 理事	適宜
エ 監事	適宜

(2) 旅費交通費 職員旅費規程に準じ、業務内容、交通費の実費等を勘案して、適宜その都度

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 非常勤役員等の報酬

会 長	月額	50,000円
副 会 長	月額	5,000円
理 事	理事会等1回につき	2,000円
監 事	理事会・監査会等1回につき	2,000円

別表2 (第3条関係) 常務理事の報酬等

役員 の 身 分	報酬等の額等	
嘱託職員 の兼務	賃金月額	役員報酬を含め 240,000 円を限度とし、役員就任日が月の初めの場合はその月から、それ以外の場合は翌月から支給する。
	賞 与	年2回、それぞれ賃金月額の1月分とする。